

即位礼正殿の儀への抗議並びに大嘗祭に国費を使用することに対する反対声明

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
宮内庁長官 山本信一郎 様

2019年10月30日
包括宗教法人 日本キリスト改革派教会
代表役員・大会議長 川杉安美

私たち日本キリスト改革派教会は、10月22日に国事行為として行われた「即位礼正殿の儀」が、天皇神話に基づく神道儀式によって行われたことに強く抗議します。また、来る11月14、15日に予定されている宗教儀式である大嘗祭に対して国費を使用することに対しても強く反対します。なぜなら、こうした儀式を国事行為としたり、それに国費を使用したりすることは、憲法の国民主権、政教分離の原則に違反する行為であると同時に、人々に神道的価値観を強制し、個人の「信教の自由」を侵害する行為に他ならないからです。とりわけ「イエス・キリストを主である」と告白する私たちキリスト者にとって良心に苦痛を覚えさせられる、「信教の自由」「良心の自由」への侵害です。

「即位礼正殿の儀」がなぜ国民主権と政教分離の原則に違反するのか

「即位礼正殿の儀」は、新天皇が「高御座」から国内外に即位を宣言する儀式です。しかし、「即位礼正殿の儀」は極めて宗教的色彩の強い儀式です。なぜなら、松の間正殿に据えられる「高御座(たかみくら)」は、もともと天孫降臨神話に基づく天皇の玉座を指し、天皇の地位が「天照大神」によって与えられたとするものだからです。そして、「高御座」に立つことで、天皇は「生き神」としての性格を帯びるとされます。こうした天皇神話に基づく儀式を国事行為として行い、国費を支出することは憲法の政教分離原則に違反します。

さらに、「高御座」という高い位置から「お言葉」を述べた新天皇に対して、国民を代表する首相が、寿詞(よごと)とよばれる天皇への誓いの言葉を述べ、天皇を仰いで万歳三唱をすることは、国民の上位に天皇を置く行為であり、国民主権の原則にも合致しません。

大嘗祭への国費支出がなぜ政教分離の原則に違反するのか

即位後に行われる「大嘗祭」は、天皇が天照大神に国の安泰や五穀豊穰を感謝、祈念する儀式であると同時に、天皇が神と寝食を共にし、天皇霊を継承して神格化されるとする天皇神話に基づいた宗教儀式です。そのため、前回に続いて今回も政府は、宗教性が強い大嘗祭を国事行為とはせず、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」行事として、その費用を国費(宮廷費)から支出することを決めています。前回の大嘗祭においても22億5000万円もの多額の国費(宮廷費)が投入されました。しかし、たとえ国事行為としなくても、このような明白な宗教儀式を公的行事として行い、それに国費を支出することは、憲法第20条第3項の政教分離の原則、第89条の「公の財産等の宗教用途提供の制限」に違反することは明白です。

かつて日本の国は、天皇を現人神とする国家神道体制の下で、人々の思想・良心・信教の自由を奪い、さらに近隣諸国を侵略し、多くの命を奪いました。本来ならば、そのような過ちに対して積極的に反対すべきだった私たちの教会もまた、国家神道に迎合し、侵略戦争に加担しました。その罪責を告白する者として、私たちは、「即位礼正殿の儀」が国事行為として行われたことに強く抗議すると共に、宗教儀式である大嘗祭に国費を使用することに強く反対します。また、政府に対して、日本国憲法の国民主権、信教の自由と政教分離の原則を厳守する政治を行うよう強く求めます。